

かながわの交通安全を考える懇話会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、かながわの交通安全を考える懇話会（以下、「懇話会」という。）の設置及び運営に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 この懇話会は、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする第 12 次神奈川県交通安全計画を神奈川県が作成するにあたり、社会問題等を踏まえて専門的な立場から行政上の施策に関する検討を行うために設置する。

(会議の運営)

第 3 条 懇話会は、座長が召集する。

2 懇話会の座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、会議を総理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、会議の議題に関係する者に対し、懇話会に出席を求めることができる。

5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 4 条 懇話会の委員は、学識経験者、鉄道事業者、交通安全関係団体、高齢者関係団体、事業者関係団体、障がい者関係から各 1 人、計 6 人で組織する。

(事務局)

第 5 条 懇話会の事務局は、県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課に置き会議の庶務を処理する。

2 事務局長は、くらし安全交通課長とする。

(その他)

第 6 条 その他必要な事項は、座長が会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 4 日から施行する。

この要綱は、第 12 次神奈川県交通安全計画が作成された日の翌日限り、その効力を失う。